

確定申告はお早めに！

所得税及び復興特別所得税の  
確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日～3月15日です



令和2年分の所得税及び復興特別  
所得税の確定申告の受付は令和3年  
3月15日までです。申告期間近に  
なりますと税務署は大変混雑するこ  
とが予想されますので、確定申告は  
できるだけ早めにお済ませください。  
還付を受けるための申告は、2月  
16日より前でも受け付けています。  
期限内に申告や納税をしなかつた  
り、間違った申告をしますと、後で  
不足の税金を納めなければならな  
いだけでなく、加算税や延滞税を納め  
なければならぬこととなりますの  
でお気をつけください。

なお、申告を行う必要のない人  
も、個人事業税、個人住民税の申告  
が必要な場合がありますので、ご注  
意ください。

令和2年分の贈与税の申告受付は、  
令和3年2月1日から3月15日まで  
です。  
納税も申告期限と同じ日までにしな  
ければなりません。贈与税額が10万  
円を超え、かつ、金銭で一時に納付す  
ることが困難な場合は、5年以内の年  
賦で納める延納の制度があります。

贈与税の申告及び納付  
期限は3月15日です

個人事業者の令和2年分の消費税及  
び地方消費税の確定申告・納付の期限  
は、令和3年3月31日となっています。  
ご準備はお早めをお願いします。

消費税及び地方消費税  
の確定申告・納付も  
お忘れなく

明  
る  
い  
税  
の  
窓

第191号  
2021年2月発行

発行所  
公益社団法人大阪福島納税協会  
大阪福島納税貯蓄組合連合会  
(本部) 福島区玉川2-5-22  
(支部) 此花区梅香1-23-23  
編集発行人(広報部会)  
総括責任者 三好 秀憲  
部会長 大西 勝重  
TEL 6448-4112  
[https://www.nk-net.co.jp/  
osakafukusima/](https://www.nk-net.co.jp/osakafukusima/)

確定申告特集ページの開設

1月には、国税庁ホームページに「確定申告  
特集ページ」が開設されます。適正な申告のた  
め、ぜひご利用ください。

## こんな方は確定申告の必要がありません

### 事業所得や不動産所得などがある人

令和2年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当

控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

### 土地や建物などを譲渡した人

令和2年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書B第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を買った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※ なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

### 還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることができません。

### 損失申告について

令和2年分の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることができます。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については、振替納税の方法があります。振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。振替日は、所得税が令和3年4月19日、消費税が令和3年4月23日です。その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

### 消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和2年分の申告と納税は令和3年3月31日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

#### ○課税取引金額計算表

事業所得用

不動産所得用

農業所得用

#### ○課税売上高計算表

#### ○課税仕入高計算表

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。

# 明 る い 社 会 に い き る 税

＜青色申告特別控除と基礎控除の改正＞  
(合計所得金額が2,400万円以下の場合)

	控除額			要件
	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
改正前	65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の 原則で記帳 (2)貸借対照表と 損益計算書を 添付 (3)期限内申告
改正後	65 万円	48 万円	113 万円	改正前の要件 + e-Taxによる 電子申告又は 電子帳簿保存
	55 万円	48 万円	103 万円	改正前の要件

## 所得控除が大きく変わります

令和2年分の所得税から、各種所得控除が大きく変わることとなっています。

### 青色申告特別控除

青色申告特別控除について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る控除額を55万円(改正前…65万円)に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録し、次の①②の要件のいずれかを満たす者に係る控除額は65万円とされました。

### 基礎控除

基礎控除については、控除額が一律10万円引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,5

00万円を超える個人については控除の適用はできないこととされました。

＜基礎控除の改正＞

合計所得 金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限 なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

### その他の改正

#### ◆給与所得控除

給与所得控除額は一律10万円引き下げられ、その上限額が195万円(改正前…220万円)とされるとともに、上限額が適用される給与等の収入金額は850万円(改正前…1000万円)となりました。

#### ◆公的年金等控除

公的年金等控除は、一律10万円(又は公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じて20万円あるいは30万円)引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額について上限を

設けることとされました。

#### ◆所得金額調整控除

所得金額調整控除が次のとおり創設されました。

- ① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、本人が特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額から850万円(1000万円超の場合は1000万円)を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する
- ② その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額(それぞれ10万円が限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する

#### ◆各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の場合の合計所得金額要件が、それぞれ10万円引き上げられました。



## 令和2年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

### ■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① 平成30年分の課税売上高が1,000万円を超える方
- ② 平成30年分の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ 上記①、②に該当しない場合で、令和元年（平成31年）1月1日～6月30日までの期間における課税売上高が1,000万円を超える方  
※課税売上高に代えて、給与等支払額による判定も可能です。

### ■ 消費税の納税額の計算方法

#### 一般的な消費税納税額の計算方法

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額}$$

#### 簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」で計算します。  
※複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

種別	みなし仕入率	主な業種
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）
第3種事業	70%	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
第4種事業	60%	飲食店業、その他の事業
第5種事業	50%	金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業以外）
第6種事業	40%	不動産業

### ■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

#### 税率6.24%、7.8%適用分

$$\text{地方消費税の納税額} = \text{国税の消費税納税額} \times 22/78$$

#### 帳簿と請求書等の保存

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

# あなたのお役に立つ納税協会

## 令和2年度 納税表彰

令和2年度納税表彰は、新型コロナウイルス感染症対策のため、表彰者と受賞者のみの出席で、大阪福島税務署署長室にて執り行われました。受彰者には表彰状が贈呈されました。

晴れの受彰者は次の方々です

(敬称略)

### 大阪福島税務署長納税表彰

川 淵 義 道 (国見山株式会社)

公益社団法人大阪福島納税協会 常任理事

公益社団法人大阪福島納税協会

広報部会 副部長

西 口 英 和 (学校法人 西口学園)

英風女子高等専修学校

公益社団法人大阪福島納税協会 副会長

公益社団法人大阪福島納税協会

法人部会 幹事

### 租税教室と教養講座 開催

#### 女性部会

去る11月11日、当納税協会本部3階会議室にて、租税教室と教養講座を開催しました。

租税教室が始まる前に、今年度の役員改選で交代された、新旧の女性部会会長のご挨拶を頂きました。

租税教室では、当納税協会の専務理事を務める松本税理士より、現在協会で特

に力をいれている租税教育の現場について、詳しく講義いたしました。

中高生や小学生に対して行われている、納税の大切さや税の役割を知ってもらうための租税教育の現場について、実際に教育現場で使用されている『もしも税金がなくなったら』という内容のDVD教材を交えながらの講義でした。

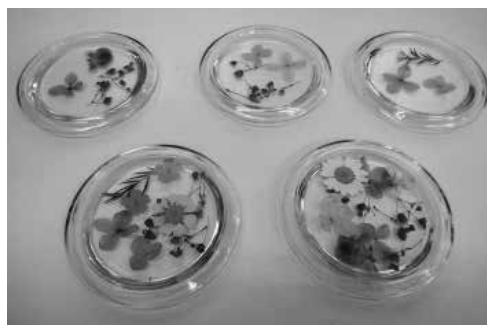
教養講座では、講師の和田笑子氏を招き、プリザーブドフラワー教室を開催しました。

今年例年のような多人数での集会がためらわれる中、参加人数を制限し、ソーシャルディスタンスをとりつつ、また少し肌寒い中ではありましたが、換気を充分にすることで開催することができました。皆様のご協力とご理解には深く感謝しております。

今回は、プリザーブドフラワーをアクリル板にオイルと一緒に流し込み、コースターを作成しました。簡単なようですが、オイルの混ぜ方や硬め方、またプリザーブドフラワーの置き方などもなかなか難しく、予想よりは皆様苦戦されている様子でした。美しく仕上がったコースターは日常生活で役立ちそうです。

(参加者20名)

(女性部会とは、予め会員のうちから入会登録された方をもって構成しております。会員の方で入会を希望される方は、事務局にお申し込みください。)



### 租税教室講師養成講座

#### 青年部会

去る10月23日、青年部役員会を行いました。その中で、現在青年部が主導している租税教育について、青年部役員の方々に租税教室の講師のための講座を受けていただきました。現在は青年部会長のみが講師を行っている状況ですが、今後租税教育事業を継続していくために、講師の人員拡大、および確保は大変重要です。そのため、今回は東税務署の広報広聴官を招き、「租税教室講師養成講座」を行っていただきました。

その後、福島区内の西口学園「英風女子高等専修学校」や、大阪市立大開小学校で行われた租税教室の様子を現地見学いたしました。



青年部役員会



講師の様子 西口学園





大開小学校



西口学園

英風女子高等専修学校ではパワーポイントを使つての講義で、より生徒たちにわかりやすく、また最後まで集中できるような内容となり、租税教育が時代のニーズに合わせて変化していることを実感しました。将来的にはリモートによる一斉授業など、今までは考えられなかったことができるようになるかもしれません。

これからも青年部として、そして納税協会としてより一層、租税教育に注力してまいります。

## 税務研修会

### 局法人部会

去る12月10日、ホテル阪神大阪において、局法人部会による税務研修会を実施しました。

第1部では、特定社会保険労務士の井村佐都美氏をお迎えし、「働き方改革のイロハ」と題したご講演を、大変わかりやすく説明していただきました。

(参加者8名)

(局法人部会とは、法人会員のうち、大阪国税局調査部が所管する法人の集まりです。)



### 法人部会 月例講演会開催状況

大阪福島納税協会では、左記の対応策を講じた上で、大阪府における感染状況等を注視しながら、慎重に開催の判断を下しております。

- 一、定員を20名とし、事前予約制とする。
- 一、3人掛けの長机を1人仕様とする。
- 一、出入り口の扉を開放する。
- 一、対面となる講師席に、アクリルスタンドをたてる。
- 一、参加者には検温と、手指の消毒をお願いする。
- 一、講師、参加者ともにマスクの着用をお願いする。

※マスクを持参されていない場合は、協会にて提供する。

こうした対策を経た上で、10月、11月および12月の月例講演会は、無事実施することが出来ました。



また、直近の講演会開催状況は、大阪福島納税協会ホームページにてご確認ください。会員の皆様にはご不便とご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 開催を中止した行事

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の講演会等の開催を中止しました。

11月 令和2年度 年末調整説明会

(税務署との共催)

納税表彰式、中学生の「税についての作文」表彰式

12月 総務部会・税務署長税務講演会

(延期)



# 考えてみよう 身近な税を

## 中学生の「税についての作文」 応募作品多数

全国納税貯蓄組合連合会並びに国税庁主催のもと、次代を担う中学生の令和2年度「税についての作文」の募集を行い、新型コロナウイルス感染症の影響が多大な中ではありますが、267点もの応募作品がありました。多くのご参加をいただきましたことを、深く感謝致します。作品は選考を経て、本年度は7名の受賞が決定しました。

今後とも租税教育の一環として、税の作文募集事業を行ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。



次の方々が受賞されました。

(敬称略・50音順)

- 国税庁 長官賞  
堂 腰 美 楓(大阪市立野田中学校)
- 公益財団法人納税協会連合会 会長賞  
仙 石 菜 緒(大阪市立八阪中学校)
- 大阪福島税務署長賞  
式 森 千 花(大阪市立咲くやこの花中学校)  
村 上 葵(大阪市立八阪中学校)
- 福島此花租税教育推進協議会 会長賞  
藪 林 由 那(大阪市立咲くやこの花中学校)
- 近畿税理士会福島支部 支部長賞  
岸 田 佐 和(大阪市立咲くやこの花中学校)
- 大阪福島納税貯蓄組合連合会 会長賞  
今 井 夕 凜(昇陽中学校)

### 中学生の「税についての作文」 優秀作品を披露

国税庁 長官賞

「日曜午前のヒーロー」

大阪市立野田中学校三年

堂腰 美楓

「君の夢を必ず守ってみせる。」日曜の午前ヒーロー物の番組が始まる時間だ。誰もが一度は憧れたのではないだろうか。怪人や悪者を颯爽と倒し、人々に夢

### 中学生の「税についての作文」 優秀作品を披露

かし私は誰もがこのヒーローであると考えられる。そう考えた理由には税金と夢が大きく関わってくる。

税金と夢の関係性とは何だろうか。まず税金が何に使われているのか。国民の医療費、公共事業、教育費など例を挙げたらキリがないが国民の安定した生活を保障するために使われていることが分かる。税金はこのように使われながら人々の夢を支えているのではないだろうか。私がこう考えたのは私自身、税金に夢を支えられた経験があるからだ。

私の家は母子家庭だ。だからといってこの環境を悲観している訳では無いのだが、どうしても金銭的な問題は無視できなかった。その頃から私には夢があったのだが、その夢を叶えるためにはどうしても大学へ行き、資格を取ることが必要だった。しかし、大学にはもう行けないと明確に言われてしまい、これにはさすがに参った。そんな時に私が知ったのは大学の無償化というものだった。正確には高等教育の就学支援制度と言って低所得世帯の子らを支援するもので消費税が財源らしい。シヨックを受けている私を不憫に思った母がいろいろ調べてくれた。いやだ。その制度は私にとってまさに救いだ。ヒーローであった。大袈裟だと思いかもしれないが、本当にそう感じたのだから仕方がない。

税金は公共事業だと福祉などに使われながら人々の夢を支えている、この作

文内で私はそう述べたが、自分は中々に良い例ではないだろうか。私は今でも税金に夢を支えられて生きていると感じる事が多々ある。今、これを読んでくれる人にも税金に支えられている所があるのではないだろうか。でも私達はただなされるがままに救われている訳では無いはずだ。何せ税金は降って湧いてきた金では無い。税金によって救われているのは私達国民、そして税金を払っているのも正しく私達国民なのだ。税金を支払う行為は誰かの夢を救うことに必ず繋がります。私は今は税金を払う年齢ではないが、払える年齢になったら必ず払いたいと思う。自分が誰かのヒーローになれるなんてそんな素晴らしいことはないじゃないか。

今、税金を何となくでも払えているのならそれは誇って良いことだ。君が幼い頃に憧れた日曜午前にヒーローになれたのだから。



大阪市立野田中学校 校長室にて

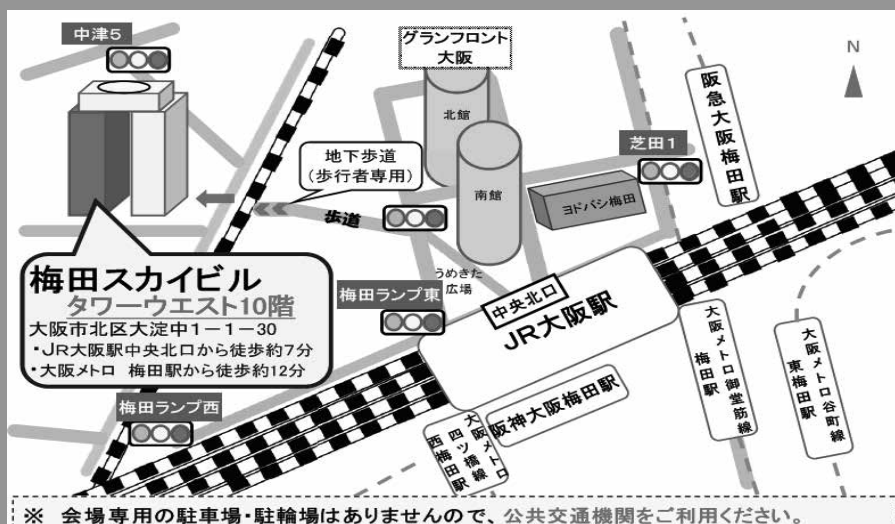
# 大阪福島・西・浪速・西淀川・東成・東淀川・北・大淀・東・南税務署の 申告書作成会場は 「梅田スカイビル会場」です!

税務署内には、申告書作成会場は開設していません!!

※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行っております。

開設期間	相談受付時間	ご案内
令和3年 2月16日(火)～3月15日(月)	9時15分～16時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

- ※ 土・日・祝日の内、2月21日(日)及び2月28日(日)に限り開設しております。
- ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 会場の混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
- ※ 会場では納税証明書の発行は行っていません(税務署で行っています。)
- ※ 会場では納税はできません。納税については、QRコードを利用したコンビニ納付や振替納税などの便利な納付手段をご利用ください(詳細は国税庁ホームページをご確認ください。)。 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



重要

申告書には、確実に  
マイナンバーの  
記載を!

申告手続き等には、税務署へ提出する都度、  
マイナンバーの記載と本人  
確認書類の提示  
又は写しの提出  
が必要です!

## 《申告書作成会場での感染症対策にご協力ください。》

- ① 相談会場内の三密を回避するため、入場整理券が必要であり、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ② ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。  
(マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。)
- ③ 咳・発熱の症状のある方や体調のすぐれない方は、ご入場をお断りします。
- ④ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

感染症対策だニャ!



会場では、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からのe-Taxを利用した申告書作成を推奨しております。

# 今年の確定申告は自宅でチャレンジしませんか

税 大阪福島・西・浪速・西淀川・東成・東淀川・北・大淀・東・南税務署



# あなたの街の納税協会

## 税務相談所を開設

(事前予約制)

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、税務相談は事前予約制とさせていただきます。ご予約優先となるため、予約がない場合、長時間の待ち時間が発生する可能性がありますので、ご了承ください。

大阪福島納税協会 本部 (06-6448-4112)  
此花支部 (06-6461-3968)

### 相談日程

相談日 税理士による相談 (○印が相談日)

2月														
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
○	○	○				○		○		○				
3月														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
○		○		○			○	○	○	○	○			○

### 相談内容

- ① 一般の所得税と消費税の確定申告相談 (譲渡所得、贈与税等に関するご相談は取り扱っておりません)
- ② e-Tax (電子申告) の相談 等

### 受付時間

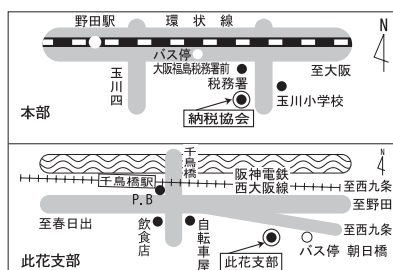
午前9時30分～午後3時30分 (正午～午後1時は休憩)  
相談時間は午前9時30分～午後4時

相談場所・・・大阪福島納税協会 (本部・支部)

## 新型コロナウイルス感染症対策についてお願い

- ① 相談日時は、事前の予約をお願いします。
- ② お越しの際には、マスクを着用し、筆記具や計算器具は各自でご持参ください。
- ③ 37.5度以上の発熱があった場合や息苦しさ・強いだるさがある場合には、入場を制限させていただきます。
- ④ 来場の際には、受付名簿 (氏名及び緊急連絡先) のご記入をお願いいたします。  
なお、当該情報は保健所等の公的機関へ提供される場合がありますので、ご了承ください。

※ 非会員の方については、納税協会の運営費用として2,000円のご負担をお願いします。ご不明な点等があれば、事務局にお問い合わせ下さい。



公益社団法人 大阪福島納税協会 本部  
福島区玉川2丁目5番22号 TEL: 06-6448-4112

公益社団法人 大阪福島納税協会 此花支部  
此花区梅香1丁目23番23号 TEL: 06-6461-3968

# 皆様と共に歩む納税協会

- ◎ 確定申告書をご提出される際には、納税協会からお配りしております会員証を貼付して下さい。なお、貼付する箇所は下図のとおりです。

## 会員証貼付の箇所 [決算書（一般用）3ページの右下空欄]

貼付場所は、令和2年分所得税青色申告決算書（一般用）の3ページ目の右下の

『◎ 本年中における特殊事情』の空欄へご貼付下さい。<下記参照>

【但し、不動産所得のみの方は決算書（不動産所得用）の4ページ右欄「本年中における特殊事情」の空欄にご貼付下さい】

○減価償却費の計算	
<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>	
○利子割引料の内訳	○税理士等の報酬の内訳
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>
○地代家賃の内訳	◎本年中における特殊事情
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div></div>

- 3 -

事務局から配付（送付）する会員証

**個人会員証**

公益社団法人大阪福島納税協会  
大阪福島納税貯蓄組合連合会

貼付

（見本）

決算書に貼付する会員証のことで、ご不明な点があればお問い合わせ下さい。

会員でない方は、ご入会され確定申告の相談を受けられることをお勧めします。

ご入会していただきますと、確定申告期限後も税理士による無料税務相談をご利用いただけますし、無料法律相談、納税月報等の配付、税務・経営等の説明会や講演会及び書籍帳簿等の割引販売などもご利用できます。

なお、入会ご希望の方は、下記の入会申込書を郵送またはご持参いただくか、FAX (6443-4287) にてお申し込みください。

会費は、個人（月額500円）・法人は、規模によって金額が変わります。

## 入会申込書

貴協会の趣旨に賛同し入会します。

年 月 日

フリガナ	
屋号又は法人名	TEL: FAX:
フリガナ	
氏名又は代表者名	印
所在地	〒 -

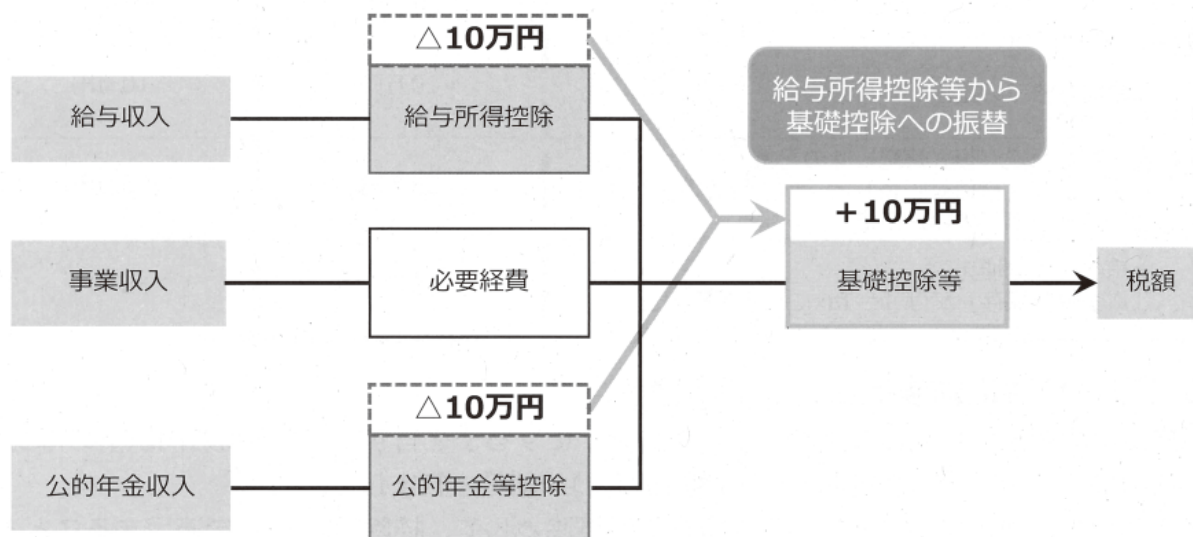
納税協会は以下の目的のためのみに、個人（会員）情報を利用します。

1. 各種事業・サービスを提供するため
2. 各種商品・事業及び制度等の案内をするため

# 令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

## 1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



## 2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－ 10万円	その収入金額×40%
180万円 超 360万円以下	その収入金額×30%+ 8万円	その収入金額×30%+ 18万円
360万円 超 660万円以下	その収入金額×20%+ 44万円	その収入金額×20%+ 54万円
660万円 超 850万円以下	その収入金額×10%+ 110万円	その収入金額×10%+ 120万円
850万円 超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10%+ 120万円
1,000万円 超	195万円	220万円

## 3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

## 4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円超える方の控除が廃止されました。



## 5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

## 6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円	-
	無し	27万円	-	-

【本人が男性の場合の控除額】

		死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円	35万円
	子以外	-	-	-
	無し	-	-	-

## 7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

## パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

661万人が利用

確定申告書等作成コーナーの  
利用者の感想

94%の方が役立つ  
と回答

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年以内の期間に限り、府税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる府税

・ **令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する** 法人府民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

・ ただし、令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を過ぎている未納の府税（他の猶予を受けているものを含む）については、法律の施行から2か月後（**令和2年6月30日**）までに申請を行えば、**徴収猶予の特例の対象**となります。

### 申請手続等

・ **申請期限は令和2年6月30日又は、納期限**（納期限が延長された場合は延長後の期限）**のいずれか遅い日**までになります。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

### お問合せ先

納期限までに納税が困難な場合は、お早めに以下の連絡先にご相談ください。

なお、申請書等は大阪府のホームページからダウンロードできます。

#### ◆府税事務所(大阪市内)

事務所名	電話番号	所在地	担当区域			
			法人府民税 法人事業税	個人事業税 不動産取得税	自動車税 (種別割)	軽油引取税等 (注)
中央	06-6941-7951	〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内 全域	大阪市(都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区)	×	×
なにわ北	06-6362-8611	〒530-8502 大阪市北区西天満3丁目5番24号	×	大阪市(北区、淀川区、東淀川区)	×	大阪府内 全域
なにわ南	06-6775-1414	〒543-8533 大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	×	大阪市(天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区)	×	×

(注) 軽油引取税等とは、軽油引取税、利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び宿泊税をいいます。

#### ◆大阪自動車税事務所

事務所名	電話番号	所在地	担当区域
			自動車税(種別割)
本所	06-6775-1361	〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪市内全域

## 大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

### (1) 確定申告会場(梅田スカイビル)で市税の口座振替申込を受け付けます

梅田スカイビルの確定申告会場に市税の口座振替申込受付ブースを設置します。キャッシュカードがあれば印鑑不要でその場で簡単に申込みが完了します。

※一部お取り扱いできない金融機関及びキャッシュカードがございますので、事前にお問い合わせください。

受付期間

令和3年2月16日(火)～令和3年3月15日(月)(土曜・日曜・祝日を除く※)

※ただし、2月21日(日)と2月28日(日)に限り受付を行います。

### (2) 令和3年度分 個人市・府民税の申告受付が始まります

感染症拡大防止のため、市税事務所や区役所への来所を控えていただき、申告期間内の郵送または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。

申告受付期間

令和3年2月16日(火)～令和3年3月15日(月)(土曜・日曜・祝日を除く)

※郵送または行政オンラインシステムによる申告は期間前から受け付けます。

申告受付方法

#### ① 郵送受付(感染症拡大防止のため可能な限り郵送提出をお願いします)

本市から郵送する申告書に記載、または、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに必要な事項を入力して申告書を作成・印刷のうえ、添付書類とともに弁天町市税事務所あて郵送してください。

#### ② 行政オンラインシステムによる受付

令和2年中に収入がなかった方で、課税(所得)証明書や福祉・教育・公営住宅などの制度のために申告される方は、大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を選択・入力して申告してください。

ご注意: 扶養控除や医療費控除などの各種控除の申告や令和2年中に収入があった方はご利用いただけません。

#### ③ 市税事務所・区役所臨時申告会場での受付(土曜・日曜・祝日を除く)

○市税事務所窓口

##### 【弁天町市税事務所】

〒552-8505 港区弁天1-2-2-100 大阪ペイタワー イースト1階

受付時間 月曜日～木曜日:9:00～17:30 金曜日:9:00～19:00

○区役所臨時申告会場

##### 【福島区役所 5階 フロア】

受付時間 月曜日～金曜日:9:00～11:30 13:00～16:00

##### 【此花区役所 3階 講堂C】

受付時間 月曜日～金曜日:9:00～11:30 13:00～16:00

※区役所臨時申告会場につきましては、昨年と受付時間が異なりますのでご注意ください。また、受付期間の最初・最後の1週間や期間中の午前9時台は混雑が予想されます。

お願い

〈来所の際の感染症拡大防止にご協力ください〉

- ・混雑防止のため事前にご自宅で申告書の記載をお願いします。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・筆記用具・計算機などをご持参ください。
- ・咳や発熱等の症状のある方は来所をお控えください。
- ・混雑状況によっては入場を制限する場合があります。

#### 【問い合わせ先】 (1) 大阪市弁天町市税事務所 収納対策担当

電話番号:06-4395-2949 FAX番号:06-4395-2812

#### (2) 大阪市弁天町市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当)

電話番号:06-4395-2953 FAX番号:06-4395-2810

※問い合わせ可能日、可能時間(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))





会 員 紹 介

リユース&リサイクルへの私たちの挑戦が  
**新たな『カタチ』を  
 創ります。**

100年の  
歴史を基に  
技術革新!!



**ドラム缶**

高度なリユースシステムと技術、  
最先端設備で高品質な  
更生ドラム缶を安定供給

自動洗浄  
ライン  
稼働開始!!



**IBC (中型容器)**

液体・粉粒体物流の  
トータルソリューションをご提供  
最新の自動洗浄ラインも稼働開始。  
さらなるコストダウンを実現。

---

 **日新容器株式会社**  
 代表取締役社長 山本 正人


ホームページ <http://www.nisshin-yoki.co.jp> Eメール [eigy@nisshin-yoki.co.jp](mailto:eigy@nisshin-yoki.co.jp)

本 社 〒553-0001 大阪市福島区海老江1丁目13番15号  
 TEL.06-6452-1131(代) FAX.06-6452-1136

東京営業所 〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目2番8号5F  
 TEL.03-5807-5678(代) FAX.03-5807-5077

尼崎工場 〒660-0843 尼崎市東海岸町1番地4  
 TEL.06-6409-0651 FAX.06-6409-0652

**ハイスの  
 スペシャリスト**

 **扇 鋼材株式会社**

本社 〒553-0001  
 大阪市福島区海老江8丁目8番1号  
 ☎06(6451)0352(代表)~5 FAX06(6451)7116

東京営業所 〒130-0014  
 東京都墨田区亀沢1丁目5番17号  
 ☎03(3625)8111(代表) FAX03(3625)8109

九州営業所 〒841-0005  
 佐賀県鳥栖市弥生が丘7丁目38番地  
 ☎0942(48)0121 FAX0942(48)0122

ホームページ <http://www.oogi.co.jp>

**鉄のリサイクル  
 何でもご相談下さい**

**新明産業株式会社**

〒553-0001  
 大阪市福島区海老江3-23-5  
 TEL 06-6458-9331  
 FAX 06-6458-9334

**大阪石油工運株式会社**

代表取締役 油井俊雄

本 社 大阪市福島区福島5丁目6番31号  
 TEL. 06-6458-3588

泉北事業所・シャトル事業所・防災警備事業所  
 高石市高砂2丁目1番地  
 TEL. 072-268-3186

会 員 紹 介

液体化学薬品中継業・倉庫業

辰巳商会グループ

北辰倉庫運輸株式会社

代表取締役社長 太田英之

大阪市此花区北港2丁目1番67号

TEL.06(6462)6821~3

FAX.06(6461)0291

限りある資源・限りある自然を大切に  
土を生かし根を育て物を育て  
人を育てる——信用と奉仕!!



大阪中央青果株式会社

代表取締役会長 中島康弘

代表取締役社長 中島啓太

〒553-0005 大阪市福島区野田一丁目1番86号

TEL. 06-6469-6070 FAX. 06-6469-6085

URL <http://www.osaka-chusei.co.jp>

総合エンジニアリング



代表取締役 谷野 友孝

〒550-0013 大阪市西区新町3丁目4番21号

TEL: 06-6543-0111 FAX: 06-6543-4888

<http://www.kansetsu.co.jp/>

機械設計 機器設計:産業機械設計/輸送機器設計

設備設計:物流設備設計/環境設備設計

電気設計 電子・電気制御:ハード設計/ソフト設計



石灰石採掘販売

国見山株式会社

代表取締役 川淵平典

本 社 大阪市福島区野田3丁目13の28  
電話 大阪 (06)6461-7821番(代)

営業所 東京・名古屋・大分

鉱 山 三重・高知

会 員 紹 介

 Peacock



『食』に『感動!』を

福島区で生まれ福島区に育てられて70年



ピーコック魔法瓶工業株式会社

本社 〒553-0002 大阪市福島区鷺洲5丁目12番20号  
TEL 06-6458-0541

- ・工業用シール製品（ゴム・樹脂・金属）
- ・建設機械用部品
- ・半導体・医薬・食品装置部品

株式会社バルカー 代理店

 株式会社 **サンヨー**

代表取締役 中條 秀昭

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町31番16号  
Tel (06) 6330-1001 Fax (06) 6330-1181  
支店：大阪・北陸・山口  
営業所：小山・ひたちなか



Stainless Steel

株式会社 高野商会

代表取締役 高野 勝

〒554-0024  
大阪市此花区島屋4丁目4番10号  
TEL 06-6463-0136  
FAX 06-6463-0737



会 員 紹 介

アフラックの「がん保険」は  
「納税協会の福祉制度」に  
導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、  
約束します。お客様ひとりひとりが創る、  
自分らしく充実した人生。アフラックは、  
そのお手伝いをする存在であり続けます。



 納税協会の福祉制度  
アフラックのがん保険

「生きる」を創る。

 **Aflac**

〈引受保険会社〉 **アフラック** 納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の  
募集代理店が行います。

2月情報あらかると

＜＜会員募集中＞＞

只今、法人・個人会員の増強を図っております。お取引先やお知り合いの方で、当協会に  
未加入の方がおられましたら、ぜひ事務局までご紹介ください。

ホームページ

<https://www.nk-net.co.jp/osakafukusima/>

事業活動や今後の予定、  
新刊図書の情報、月例  
講演会のご案内等を掲  
載しています。



メールマガジン

E-mail [osakafukusima@nk-net.co.jp](mailto:osakafukusima@nk-net.co.jp)

月例講演会のご案内、納税協会連合会発刊の  
メールマガジン等を発信します。  
ご希望の方は、会社名・代表者名・担当者名  
(個人の方はお名前)をE-mailで事務局へ  
ご連絡下さい。

編集後記

この機関誌の内容、構成等について何か  
ご意見がございましたらお寄せ下さい。

編集発行人 (広報部会)

総括責任者 三好秀憲  
部 会 長 大西勝重

お申込み・お問い合わせはこちらへ

本 部 大阪市福島区玉川2丁目5番22号  
TEL.6448-4112/FAX.6443-4287

此 花 支 部 大阪市此花区梅香1丁目23番23号  
TEL.6461-3968/FAX.6461-3686

ホームページ <https://www.nk-net.co.jp/osakafukusima>  
E-mail [osakafukusima@nk-net.co.jp](mailto:osakafukusima@nk-net.co.jp)